

## 令和7年刀林会臨時社員総会 議事録

日時：令和7年6月7日(土) 15時45分～16時25分

場所：明治記念館 鶴亀の間

社員総数：58名

出席社員数：53名（36名現地出席 委任状による出席15名）

現地出席 吉野（44）幕内（49）河瀬（49）安藤（50）松本（52）松原（51）小島（55）磯部（59）小澤（60）古梶（63）北川（65）澤藤（67）伊藤（68）長（69）石井（70）原田（71）齋藤（72）川久保（73）北郷（74）藤野（75）岡林（78）朝倉（81）茂田（85）田中（86）松田（87）今井（89）竹内（91）蛭川（92）水野（94）城崎（96）川本（98）藤原（99）清水（100）松川（101）  
委任状による出席：竹中（54）今野（57）黒田（61）淺村（62）古川（66）下島（76）秋山（77）松原（79）半田（80）高野（82）和田（84）庄司（88）前田（90）阿部（93）辻（95）方宇（97）

出席監事の氏名：山田（53）木村（79）

陪席者：堤淳一 堤健太郎（以上顧問弁護士）、岡田泰（税理士）、本間敬子（事務局）

議長の氏名：松本純夫

### 配布資料

- 資料1 2025年度新役員（理事）名簿
- 資料2 令和7年度事業計画案
- 資料3 令和7年度予算案
- 資料4 理事長推薦理事名簿

定刻になり、松本純夫議長より、社員総会の定款所定数を満たしたので有効に成立した旨が宣され、議事が開始された。

### 1. 報告事項

- ・代表理事就任の件

議長より、理事会により松本純夫理事長が理事長に再任する旨が決定し、任期継続となったことが報告された

- ・副理事長に志水秀行教室主任と脳神経外科の宮原保之氏（57）が選任されたことが報告された。

### 2. 決議事項

第1号議案 令和7年度事業計画（資料2）

議長は、資料2に沿って令和7年度事業計画案を説明した。昨年度との変更はない。計画について、満場異議なく承認された。

#### 第2号議案 令和7年度予算案承認の件（資料3）

財務委員長小澤壯治理事より資料3に沿って説明がなされた。

- ・Ⅱ支出の部 事業費② 総会補助
- ・会費収入が200万円増加した。
- ・3本立てにして分かりやすくする方針である、①一般会計、②刀林会基金、③学会支援基金へと変更した。
- ・退職準備金を10万円ずつ積み上げる。

議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

#### 第3号議案 理事5名選任の件（資料4）

議長は、本で行われた定時社員総会の終結をもって任期が満了した理事のうち、理事長推薦理事について、その後任者を選任する必要があるところ、理事長推薦理事として、以下の5名を選任したい旨を述べ、その賛否を問うたところ、それぞれ満場一致をもって承認された。

島津元秀、宮原保之、菅貞郎、萬谷京子（再任）

戸田正博（新任）

被選任者のうち、島津元秀、菅貞郎及び萬谷京子の各氏は席上就任を承諾した。

#### その他

・吉野(44回)評議員より提案があり、以下の質疑がなされた。  
吉野評議員「理事在任時に、理事会で卒後50年以上の会員枠からの理事数の増員を検討するよう提案したところ、その後将来構想委員会における討議の結果、否決されたという報告を受けた。しかし、この度社員総会で以下の通り提案するとともに、その後の懇親会で会員から話を聞いてみたい。提案の内容は以下の通りである。

・卒後50年以上の会員枠からの理事数を、現在の1名から2名にされたい。  
提案理由として、

1. 理事1名あたりの会員数一現況（2025年5月）一

卒後50年以上 185名（連絡の取れる会員）＊

〃 未満 65～100名（＊の半分以下、平均80.1名）である。

2. 現在のルールは私の入局した60年前から不変であるが、その間に健康寿命が著明に伸長している。

3. 80歳以上の会員には会費免除がなされているが、定款には「会員としての権利はこれを保証する」とある（第8条）。

4. 同窓会組織では歴史が、他の組織よりも重要視される→高齢会員の重要性
5. 各種募金活動で、卒後 50 年以上会員の協力状況は、他枠と変わらない（私見）。

これに対する意見及び質疑応答は以下の通りである。

議長：評議員及び役員を選出方法は、法人化した後も以前と変更はなかった。吉野評議員は理事長在任時に卒後 50 年以上の会員からの理事数の増員を提案されなかった。若い先生方も増えている中、このご提案はご理解いただけないのではないか。

吉野評議員：理事長在任時には理事数の増員の必要性に気づかず、そのような提案をしなかった。しかし、今その必要性を感じるので提案した。会費が免除されるのは 80 歳である。卒後 50 年で 74 歳を迎えた場合にはもう 5 年間会費を払う必要があり、卒後 50 年以上の全員の会費が免除されているわけではない。このままでは、卒後 50 年以上も 80 歳未満の会員は会費を払わなくなるおそれがある。

船曳評議員：提案を受け容れることの不都合なことは？

議長：理事長としては、将来構想委員会の判断を尊重したい。他方、定款 52 条は「理事長経験者は、名誉会長を推戴することができる。」という規定がある。現状名誉会長の地位でできること等について何の定めがない。そこで、例えば、社員総会として出席し、意見を表明する権利を定める等の定めを設けることも検討することができる。それで、存命の理事長経験者は吉野評議員であり、それを適用することが考えられる。

吉野評議員：個人として言っているのではない。

安藤評議員：却下された理由はあるのか。卒後 50 年で意見を表明する人もそこまでおられるのだろうか。

松原了評議員：詳しくはわからないが、現状のままで宜しいのではないか、提案は時期尚早か？

吉野評議員：卒後 50 年の理事数の増加は定款変更によるのか。

堤弁護士：各枠の理事（候補者）の数を変える手続は、定款ではなく役員候補者選出規則の変更による。但し、規則の変更は社員総会における決議事項となる。」

議長「吉野評議員は、先程のご発言で理事長在任時には気がつかなかったとお認めになった。

吉野評議員：理事会は、理事長より卒業年が後の理事でその提案に反対する人はいない。理事長に忖度することが重要視されている会ではだめだ。

議長：提案には強く抵抗しているわけではない。吉野評議員のこれまでのご活躍は尊重する。卒後 50 年は会費を納めなくなると意見を言わない方が多いのではないか。卒後 50 年～80 歳までの会員、会費が免除される 80 歳以降の会員の取扱も含めて、意見を集約する手続をした上でもう一度理事会で揉んで、2 年以内

に結論を出すのが妥当ではないかと考える。評議員であれば、社員総会を通じて意見を出すことができる。

議長は、議事録署名人として宮原保之、松田諭の2名を推薦し、これを議場に諮ったところ、異議なく承認された。

議長は以上をもって本日予定した議事の終了を告げ、他に案件がないことを確認後、16時25分閉会を宣した。

以上、理事会の議事の経過並びに結果が正確であることを証するため、議事録を作成し議長及び議事録署名人が記名押印する。

令和7年6月7日

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会  
議長 代表理事 松本純夫

議事録署名人 宮原保之

議事録署名人 松田諭